

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 区民部経済課産業振興係
 問合せ先 03 - 5803 - 1173

3年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	商店街宅配事業補助金							
根拠規定等	文京区商店街宅配事業補助金交付要綱							
創設年月	平成	24	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	9年	終了予定年月
見直し年月	平成	26	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	7年	
見直しの内容	・事業経費補助の対象要件の変更(1か月の補助事業の件数が10件未満の場合は補助の対象としない) ・補助限度額の変更(1商店会100万円から予算の範囲内に)							
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		計画事業番号
	4産業経済費	1商工費	2商工振興費	12商店街振興対策		3商店街宅配事業補助		
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	消費者の利便性の向上並びに商店街の利用の促進及び活性化を図る。						
補助事業等の内容	商店会が当該商店会等で購入された商品を購入者の自宅等に配送するサービス及び、買い物代行サービスについて、その経費の一部を補助する。						
補助対象経費の内容	商店会等が行った宅配サービス及び買い物代行サービス事業。ただし、一か月の実績が10件未満の場合は補助対象としない。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 地蔵通り商店街振興組合						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 (補助率 1/2) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入] [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
公募の状況	補助事業を商店会等が行うことを想定しているので、公募はしていない。						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	1,000	1,000	668	1,000
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,000	1,000	668	1,000
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	△	利用実績が1商店会のみに限られている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	一定数の利用実績があり、消費者の利便性の向上及び商店街の利用の促進につながっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・利用が1商店会のみとなっている ・大型スーパーの閉店に伴い利用実績が減少している。
今後の方向性	1商店会での利用となっており、補助事業の見直しを含め検討する必要がある。